

緊急時は指定緊急避難場所・指定避難所へ

避難所の全面的な見直しを行い、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を指定しました。

昨年6月に「洪水浸水ハザードマップ」を配布したところですが、マップで示した開設条件についても一部変更となっていますので、今一度、自宅や職場の近くの指定緊急避難場所等をご確認ください。

なお、町別に区分して指定していますが、居住地により緊急避難場所・避難所を限定するものではありません。緊急時には最寄りの緊急避難場所・避難所に避難してください。



2 大規模火災時の指定緊急避難場所を確認しましょう

地震などによる火災が延焼拡大して、地域全体が危険になったときに避難する場所です。

地区によっては指定されていますので、確認しておきましょう。

地区	大規模火災時の指定緊急避難場所
旧鹿沼	④黒川緑地、⑤千手山公園、⑥御殿山公園、⑦富士山公園
西大芦	⑧旧西大芦小学校
加蘇	⑨旧久我小学校
北犬飼	⑩松原近隣公園、⑪兒子沼公園、⑫台の原公園、⑬自然の森総合公園
東部台	⑭晃望台公園、⑮西茂呂近隣公園、⑯ふれあい公園
南摩	⑰鹿沼運動公園
栗野	⑱栗野総合運動公園、⑲旧栗野中学校、⑳旧栗野第三小学校、㉑旧栗野第二小学校
粕尾	㉒旧上粕尾小学校

道路冠水時の無理な避難は危険です

大雨などによる道路冠水時は、道の状況がよく分かりません。マンホールのふたがはずれている場合など、足元が見えない状況での避難はとても危険です。避難開始が遅れた場合は、無理な避難はせず、救助を呼びましょう。



指定緊急避難場所・指定避難所を確認しましょう

危機管理課危機管理係 ☎(63)2158

1 お住まいの町の指定緊急避難場所・指定避難所を確認しましょう

地区	町名	避難場所・避難所	施設名
鹿沼	御成橋町1丁目、泉町、戸張町、千手町、上材木町、天神町、坂田山1～4丁目	⑦	① 西中学校
	御成橋町2丁目	⑩	② 中央小学校
	睦町、文化橋町	⑥、洪水時は⑦も可	③ 東中学校
	久保町、銀座1～2丁目、今宮町、仲町、麻苧町、石橋町、下材木町、末広町、中田町、下横町、下田町2丁目	②	④ 東小学校
	寺町、下田町1丁目	⑤、洪水時は②も可	⑤ 県立鹿沼高等学校
	蓬莱町、鳥居跡町、万町	⑤、洪水時は⑧も可	⑥ 市民情報センター
	三幸町、花岡町	⑧	⑦ 北小学校
	朝日町、東末広町	④、洪水時は②も可	⑧ 県立鹿沼商工高等学校
	上田町	⑥、洪水時は②も可	⑨ 東部台コミュニティセンター
	貝島町	黒川の東側・坂上：③、洪水時は⑨も可 黒川の西側：⑤、洪水時は⑧も可	⑩ 菊沢コミュニティセンター
	上野町	③	⑪ 菊沢東小学校
	府所町、府所本町	③、洪水時は⑪・⑨も可	⑫ 菊沢西小学校
	府中町	③、洪水時は⑨も可	⑬ 西小学校
	西鹿沼町、日吉町、日吉台団地	①	⑭ 北押原小学校
	玉田町	⑦、⑩	⑮ 板荷小学校
	見野、下遠部、富岡	⑫、⑩	⑯ 加園小学校
	武子、下武子町、古賀志町、高谷、仁神堂町、栃窪	⑪、⑩	⑰ 石川小学校
千渡	県道鹿沼宇都宮線の北側：⑪、⑩ 県道鹿沼宇都宮線の南側：⑳、⑩	⑱ 津田小学校	
東大芦	酒野谷、下日向、上日向、深岩、笹原田、下沢、引田	⑬、⑳	⑳ 池ノ森小学校
北押原	村井町	⑤、⑳	㉑ さつきが丘小学校
	上殿町	黒川西側の鹿沼環状線の北側：⑤、⑳、 洪水時は⑧も可 黒川西側の鹿沼環状線の南側：⑭、⑳ 黒川の東側：㉒、⑳	㉒ みどりが丘小学校
	縦山町、塩山町、奈佐原町、日光奈良部町	⑭、⑳	㉓ 南摩中学校
	下奈良部町、上奈良部町、みなみ町	㉔、⑳	㉔ 上南摩小学校
板荷		⑮、㉑	㉕ 南押原小学校
西大芦	下大久保、上大久保、草久	④①	㉖ 榎木小学校
加蘇	野尻、加園、下久我、上久我	⑬、④①	㉗ 藤江地区コミュニティセンター
北大飼	上石川、下石川、さつき町、流通センター	⑬、④②	㉘ みなみ小学校
	茂呂	東北自動車道の北側：⑳、④② 東北自動車道の南側：⑬、④②	㉙ 県立鹿沼南高等学校
	白桑田、深津、松原1～4丁目	⑱、④②	㉚ 栗野中学校
東部台	池ノ森	⑱、④②	㉛ 栗野小学校
	晃望台、幸町1丁目、緑町1丁目、西茂呂1～4丁目	㉑、⑨	㉜ 粕尾小学校体育館
	東町1～3丁目	③、⑨	㉝ 永野小学校
南摩	幸町2丁目、緑町2～3丁目、栄町1～3丁目	⑳、⑨	㉞ 清洲第一小学校
	佐目町、油田町、下南摩町、西沢町	㉒、④③	㉞ 真名子夢ホール
南押原	上南摩町、旭が丘	㉓、④③	㉟ 真名子小学校
	榎木町	㉕、④④	㊱ 清洲第二小学校
	磯町、野沢町、亀和田町、北赤塚町	㉔、④④	㊲ 東大芦コミュニティセンター
	藤江町	④④、洪水時以外は㉕も可、洪水時は㉖も可	㊳ 北押原コミュニティセンター
	南上野町	④④、内水氾濫時以外は㉗も可、内水氾濫時は㉘も可	㊴ 板荷コミュニティセンター
栗野	大和田町	黒川の東側：④④、洪水時以外は㉗も可、 洪水時は㉘も可 黒川の西側：㉕、④④	㊵ 西大芦コミュニティセンター
	口栗野、中栗野、入栗野	㉙、③①、④⑤	㊶ 加蘇コミュニティセンター
粕尾	柏木	㉙、④⑤	㊷ 北犬飼コミュニティセンター
	下粕尾、中粕尾、上粕尾	③①、④⑥、㉙、③①、④⑤	㊸ 南摩コミュニティセンター
清洲	下永野、上永野	③②、④⑦、㉙、③①、④⑤	㊹ 南押原コミュニティセンター
	久野	③③、④⑧	㊺ 栗野コミュニティセンター
	深程	思川の東側：③⑥、④⑧ 思川の西側：③③、④⑧、洪水時は③④・③⑤も可	㊻ 粕尾コミュニティセンター
	北半田	③⑥、④⑧	㊼ 永野コミュニティセンター
			㊽ 清洲コミュニティセンター

避難所

空き家

庁舎整備・地域の夢

フラッシュ

市民のひろば

健康

お知らせ

まる博ものがたり

指定緊急避難場所と指定避難所の違いって？

指定緊急避難場所…災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、その危険から命を守るための一時的な避難場所です。想定される災害の種類（洪水・土砂災害・地震・大規模火災・内水氾濫）ごとに指定しています。

指定避難所…一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための場所です。災害の種類ごとの指定はしていませんが、発生した自然災害により、開設できない場合があります。

自分の指定緊急避難場所・指定避難所について確認しておきましょう

2・3ページで指定緊急避難場所・指定避難所の確認はしましたか？

自分の緊急避難場所・避難所がどの状況に対応しているか確認しておきましょう。災害の種類によって、避難場所が異なる地域については、それぞれ確認しておきましょう。なお、大規模火災時の指定緊急避難場所については、2ページに掲載しています。

※洪…洪水、土…土砂災害、地…地震、氾…内水氾濫（内地での大雨による排水路や大きな河川の支川などの氾濫）

施設名	指定緊急避難場所				指定避難所	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所
	洪	土	地	氾			洪	土	地	氾	
① 西中学校	○	○	○	○	○	25 楡木小学校	○	○	○	○	○
② 中央小学校	○	○	○	○	○	26 藤江地区コミュニティセンター	○			○	○
③ 東中学校	○	○	○	○	○	27 みなみ小学校	○	○	○		○
④ 東小学校	○	○	○	○	○	28 県立鹿沼南高等学校	○	○	○	○	○
⑤ 県立鹿沼高等学校	○	○	○	○	○	29 栗野中学校	○	○	○	○	○
⑥ 市民情報センター	○	○	○	○	○	30 栗野小学校	○	○	○	○	○
⑦ 北小学校	○	○	○	○	○	31 粕尾小学校体育館	○			○	○
⑧ 県立鹿沼商工高等学校	○	○	○	○	○	32 永野小学校	○			○	○
⑨ 東部台コミュニティセンター	○	○	○	○	○	33 清洲第一小学校	○	○	○	○	○
⑩ 菊沢コミュニティセンター	○	○	○	○	○	34 真名子夢ホール	○				○
⑪ 菊沢東小学校	○	○	○	○	○	35 真名子小学校	○				○
⑫ 菊沢西小学校	○	○	○	○	○	36 清洲第二小学校	○	○	○	○	○
⑬ 西小学校	○	○	○	○	○	37 東大芦コミュニティセンター	○	○		○	○
⑭ 北押原小学校	○	○	○	○	○	38 北押原コミュニティセンター		○	○		○
⑮ 板荷小学校	○	○	○	○	○	39 板荷コミュニティセンター	○	○	○	○	○
⑯ 加園小学校	○	○	○	○	○	40 西大芦コミュニティセンター	○			○	○
⑰ 石川小学校	○	○	○	○	○	41 加蘇コミュニティセンター	○			○	
⑱ 津田小学校	○	○	○	○	○	42 北犬飼コミュニティセンター	○	○		○	○
⑲ 池ノ森小学校	○	○	○	○	○	43 南摩コミュニティセンター	○	○	○	○	○
⑳ さつきが丘小学校	○	○	○	○	○	44 南押原コミュニティセンター		○	○		○
㉑ みどりが丘小学校	○	○	○	○	○	45 栗野コミュニティセンター	○	○		○	○
㉒ 南摩中学校	○	○	○	○	○	46 粕尾コミュニティセンター	○			○	○
㉓ 上南摩小学校	○			○	○	47 永野コミュニティセンター	○			○	○
㉔ 南押原小学校	○	○	○	○	○	48 清洲コミュニティセンター		○	○		○

※学校等における収容施設は体育館を基本としますが、洪水時や体育館のみでは収容しきれない場合など、避難生活に大きな支障が予見される場合には、空き教室等を利用します。その際、普通教室1室の定員は30人を基本とします。

※「土砂災害特別警戒区域」および「土砂災害警戒区域」は土砂災害防止法に、「洪水浸水想定区域」は水防法に基づき、それぞれ知事が指定をします。

避難の判断に必要な防災情報を入手しましょう

市では、警報以上の気象情報や地震に関する情報、市内で発生した火災等の災害情報や避難に関する情報などを「鹿沼市災害情報メール」として配信しています。いざという時のため、登録しておきましょう。

登録方法については、22ページをご覧ください。

指定緊急避難場所・指定避難所について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

